立入禁止区域について

砂止堤安全対策工事のため、立入禁止措置を行います。範囲は下図で示した箇所となります。

- · 立入禁止期間: 令和3年6月中旬~令和3年11月末(予定)
- •工 事 名:新潟港海岸(西海岸地区)砂止堤築造工事
- ・工事 概要:老朽化した旧縦堤を大きな石で覆う安全対策工事
- ・そ の 他:立入禁止区域の設定以外に、工事用資材等の搬入時に一部通行規制も実施します。
 - その際は交通誘導員を配置しますので、指示に従って通行下さるよう併せてよろしくお願いします。
- ※変更がある場合は随時HPにて周知致します。

